

建設業

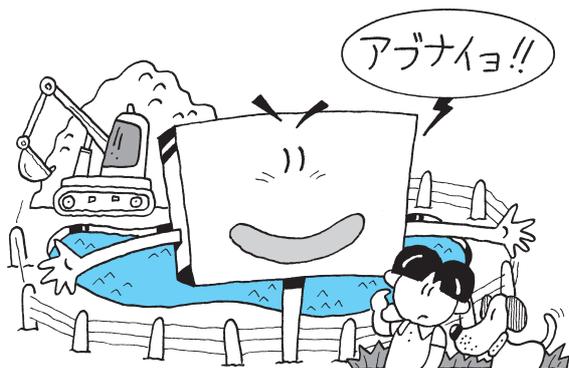
現場の トラブル 対策ガイド

Q & A

最終回

矢野・千葉総合法律事務所
弁護士 千葉 博

無断侵入者の事故と 占有者の賠償責任



Q 工事現場に大きな溜池ができており、人が落ちると危険なことから、立入禁止の表示をし、柵も設置していますが、柵のすき間から知らぬ間に子どもが侵入することがあります。

もし、このような子どもが転落事故などに遭った場合、こちらに賠償義務は発生するのでしょうか？

A 多くの判例から、立入禁止看板のような事故防止措置が施されていても、結果的に損害賠償責任を負うことがほとんどであるといえます。

ただし、事故防止措置がなされている場合の多くは、7、8割程度の過失相殺が認められているので、事故防止措置をすることで、過失相殺の割合を高め、工事する側の責任を軽減することが考えられます。

●●● 子どもの事故があった場合の責任根拠 ●●●

工事現場に、子どもが侵入して池に落ちたとか、砂が崩れて生き埋めになったなど、子どもの侵入に基づく事故は根絶しなければなりません。

そのため、こちらとしては、立入禁止の看板を出し柵も設けていますが、それにも関わらず知らぬ間に子どもが入ってきたわけですから、「責任はないのではないか」との思いを抱かれるのも無理はないと思います。しかし、判例の傾向としては、工事業者側に厳しい判断を下しているものが主流です。

その責任根拠のひとつである民法第709条では、被害者が加害者に故意過失があることを立証しなければならず、立証責任を負わされる被害者に酷な面があります。

もうひとつの責任根拠は民法第717条で、土地工作物の設置保存に瑕疵がある場合を規定し、「土地工作物責任」と呼ばれます。こちらは、損害の発生について故意過失がなくても、客観的に土地工作物に欠陥が認められれば賠償責任を認めることによって、被害者の救済を図ろうとする規定です。

したがって、多くの工事現場事故は、この民法第717条に基づき損害賠償請求がなされ、当該工事現場に土地工作物の設置保存の瑕疵があるかが問題となります。

●●● 造成地・池などの裁判例 ●●●

土砂採取跡・土砂採取工事現場・造成地内の池などの子どもの死亡事故については、いずれも占有者等の責任

が認められています。

- ① 一級河川の河床で遊んでいた幼児(3歳)が誤って、河川浄化工事のため設置された仮水路に転落して溺死した事故につき、工事業者に設置保存の瑕疵ありとした事例(神戸地裁姫路支判平成13年4月23日)

幼児の水難事故防止のためには、仮水路の周囲にトラロープを張ったり、立入禁止標識を設置するなどして、幼児を危険な仮水路に近づけないような措置を講じるべきであったのにしなかったとして、土地工作物の設置保存に瑕疵ありとしたものです。

- ② 幼児が河川の排水機場の沈砂池に転落溺死した事故について、排水機場の管理に瑕疵があるとされた事例(佐賀地裁平成4年7月17日)

直接には国家賠償法が問題となった事案でしたが、計5か所に立入禁止看板が設置されていたものの、本件現場への侵入口となりやすい門扉付近には設置されておらず、看板も絵によるものにすぎず特に子どもに対しては、「あぶないから、はいってはいけません」といった、より直接的な表現でなければ不十分であったとして、義務違反を認めました。

●●責任の有無を決するのに考慮されるファクター●●

判例が考慮するファクターを整理してみましょう。

- (1) 子どもの立入りが予想されるか

その場所が、子どもが入りたいと感じるような場所であるか、これまでも入ってきているといったことがあったかなど、子どもの立入りが予想されるかを問題にし、これが予想できる場合には、立入りを防止すべき具体的措置が要求されることとなります。

《ポイント》

- ① 子どもの立入りが可能な場所があるか
- ② どの程度の子どもの立入りが現にあるか
- ③ 子どもの興味を引きやすいか

- (2) 子どもの立入防止措置をどの程度とっていたか

子どもの侵入が予想されるような場所に、子どもにもわかるような直接的な表現で、わかりやすい立入禁止看板を、十分、数を設置しておかなければなりません。

ただ、判例は、看板の設置が十分だったとは認定しておらず、結局、他の点とあいまって責任を否定されるか、のちほど述べる過失相殺で考慮されるかといったことになりそうです。

《ポイント》

- ① 立入禁止看板を立てているか
- ② 枚数は十分か

- ③ 場所は適切か

- ④ 内容は立入りが予想される子どもにとってわかりやすいものか

- ⑤ 立入った子どもにどのような注意をしていたか

- (3) 事故がどの程度予想されるか

たとえば水槽の深度や、這い上がるのが難しいかなど、どの程度の危険があるのか、事故防止措置がどの程度とられているのかが問題とされます。事故の発生が予想されるのであれば、きちんとした対策をとらなければなりません。

《ポイント》

- ① 池の深さ・砂の量はどうか
- ② 自力で這い上がるなどができるか
- ③ 周囲は傾斜地などになっていないか

- (4) 事故予防策が十分にとられているか

予想される事故の態様やその可能性に応じて、これに見合った予防策をとる必要があります。

《ポイント》

- ① 近所・学校の協力を求めているか
- ② 必要な柵・塀などを設けているか
- ③ 監視員を配置しているか

全体として、工事業者の責任はかなり広く認められる傾向にあり、「立入りが予想できるのだから、それに備えて十分な対応をしなければならないにも関わらず、事故が発生した場合、責任は原則として免れない」ということになるでしょう。

●●

過失相殺

●●

もっとも、双方の過失の割合という観点からすれば、知らぬ間に侵入してきた被害者側にもある程度落ち度があるとあってよいでしょう。

子どもが5歳程度以上で年齢相応の判断能力が認められる場合は、子ども自身の過失をとらえて過失相殺が認められます。これよりも幼い子どもの場合も、親に落ち度が認められることが多いですから、「被害者側の過失」として、同様に過失相殺することが認められます。

どの程度の割合の過失相殺が認められるかは、個々のケースで大きく開きがあるものの、立入禁止とされているところに侵入して、事故にいたっていることの影響は大きく、多くの判例では、7、8割程度の過失相殺を認めています。

いずれにしても、前に述べたポイントを踏まえて事故防止措置を充実させ、工事現場への侵入による子どもの事故を未然に防ぐことが重要です。